

滋賀県（令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）

対象建築物	構造	特定工程	特定工程後の工程
建築しようとする部分が、次のいずれかに該当する建築物を対象とする。 (1) 新設部分の延べ面積が50m ² を超える一戸建ての専用住宅及び併用住宅 (2) 主要構造部を木造とした建築物で地上の階数が3以上のもの（主要構造部の一部に木造以外の構造を併用する建築物を含む。） (3) 新設部分の延べ面積が50m ² を超える長屋住宅 (4) 法別表第1(い)欄の(1)から(4)項までに掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の延べ面積が300m ² を超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの	木造	土台、柱、はりおよび筋かい（以下この表において「木造の軸組」という。を金物により接合する工事の工程（枠組壁工法（平成13年国土交通省告示第1540号に定める工法をいう。以下この表において同じ。）による場合にあっては、壁を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁または天井を設ける工事の工程（枠組壁工法による場合にあっては、枠組を覆う屋内側の壁または天井を設ける工事の工程）
	鉄骨造	地階を除く階数が1のもの	鉄骨の軸組を溶接し、またはボルト等により接合する工事（建方）の工程
		上記以外のもの	2階の床版の取り付け又は床版の鉄筋を配置する工事の工程
	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、ブロック造、組積造、プレキャスト鉄筋コンクリート造	基礎及び地中梁の鉄筋を配置する工事の工程 2階の床およびこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	特定工程時に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
	混構造	主たる構造の工程に準ずる	主たる構造の工程に準ずる

備考：1. 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあっては、その段階的に行う工事ごとに工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。

2. 新設とは、新築、増築又は改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られたものという。

適用除外：1. 建築基準法第85条の適用を受ける建築物

2. 法第68条の11第1項又は法第68条の23第1項の規定により型式部材等の製造者又は外国製造者として認証を受けたものによる当該認証に係る建築物

3. 丸太組構法（平成14年国土交通省告示411号に定める工法をいう。）による建築物

4. 移転する建築物